

地理院地図

GSI Maps



1 調査概要

1.1 事業場の名称

八王子インターＳＳ

1.2 事業場の所在地

住居表示：東京都八王子市左入町 697-1

地番表示：東京都八王子市左入町 695 番 2、697 番 1

(所在地は図 1 参照)

1.3 用途地域

準工業地域

1.4 調査対象面積(m²)

対象面積：331.3 m²(C A D図より)

1.5 調査目的

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」環境確保条例第 116 条に基づく指定作業場の除却時について、東京都土壤汚染対策指針(平成 31 年東京都告示第 394 号)に基づき土壤汚染状況調査を実施した。

1.6 指定調査機関等

- ・土壤汚染状況調査を行った指定調査機関

グリーンサーチ(株)

指定調査機関番号：2003-3-2078

所在地：東京都中央区日本橋兜町 19-8 八重洲KHビル 3 階

電話番号：03-3808-5670

技術管理者：

- ・土壤ガス測定を行った機関

グリーンサーチ(株)

所在地：東京都中央区日本橋兜町 19-8 八重洲KHビル 3 階

- ・土壤分析を行った機関

名 称：グリーンサーチ(株)

登録番号：埼玉県 第 597 号

住 所：〒331-0052 埼玉県さいたま市西区三橋 6 丁目 70

事業区分：濃度

計量管理者：

1.7 調査期間

令和 6 年 9 月 1 日：土壤ガス調査

令和 6 年 7 月 13 日～14 日：土壤調査

2 特定有害物質の使用履歴

八王子インターＳＳ（給油取扱所）では、昭和 47 年から令和 6 年 8 月までガソリンを含む石油製品の販売を行い、同年 8 月末で営業を休止している。ガソリンにはベンゼンが含まれており、また有鉛ガソリンを取り扱っていた時期とも重なるため、鉛も含まれる。

よって対象地は、第一種特定有害物質のベンゼン、第二種特定有害物質の鉛及びその化合物（以下、鉛と記載）による土壌汚染のおそれがあると判断する。また、聴取りや提供資料から確認した結果、他の特定有害物質による土壌汚染のおそれはないと判断する。

3 調査対象物質の選定

「2 特定有害物質の使用履歴」の結果により、次の物質を調査対象物質として選定した。

- ・第一種特定有害物質：ベンゼン
- ・第二種特定有害物質：鉛

4 単位区画・調査位置の設定・調査内容

調査対象区域を含む事業場の敷地の最北端（真北）を起点として、東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線を右回りに 35° 回転させて単位区画を設定したところ、区画は 4 区画となった。

区画一覧表を表 4.1 に示す。

表 4.1 区画一覧表

	単位区画	統合した区画	面積（㎡）
1	B1-5	B1-4	95.8
2	B1-7	B2-1	59.8
3	B1-8	B2-2	111.8
4	B1-9	B1-6	63.9
	合 計		331.3

4.1 ベンゼン、鉛

「2 特定有害物質の使用履歴」の結果および給油所施設の配置状況から、対象地における「ベンゼン」および「鉛」による土壌汚染のおそれの区分は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、対象地を第一調査区分地とした。調査位置は、単位区画内に汚染の生じるおそれがある施設、地下埋設物探査結果を考慮し配点した。

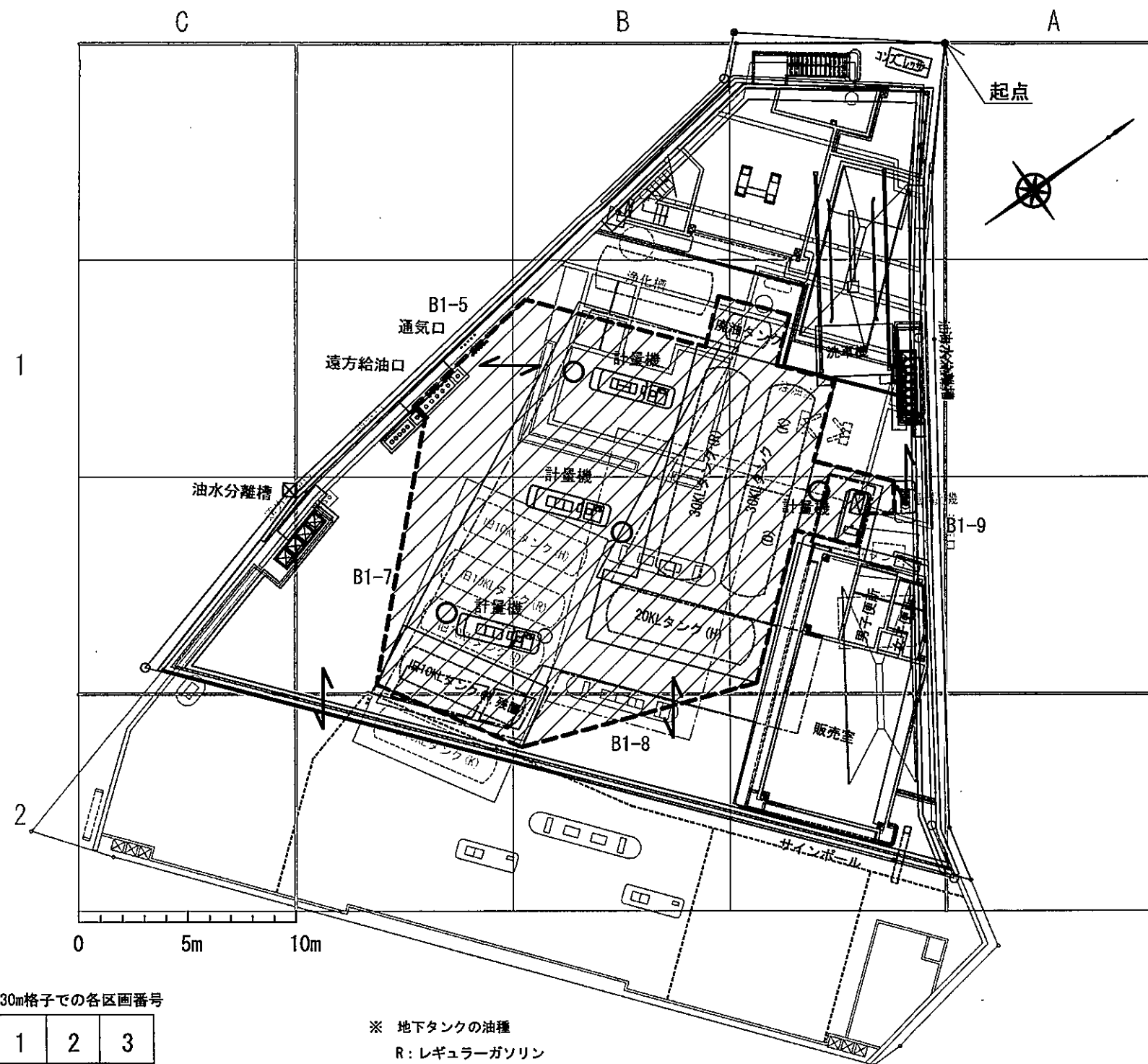
調査位置の設定根拠を表 4.2 および表 4.3 に示す。ベンゼンの単位区画、調査位置および調査内容を図 4.1 に、第一調査区分地の範囲を図 4.2 に示す。また鉛の単位区画、調査位置および調査内容を図 4.3 に、第一調査区分地の範囲を図 4.4 に示す。

表 4.2 調査位置の設定根拠一覧表(ベンゼン)

	調査地点	調査位置
1	B1-5	油配管、旧油配管および計量機の近傍
2	B1-7	旧 10KL タンク、旧 2 油配管および計量機の近傍
3	B1-8	旧 10KL タンク、旧 2 油配管、旧油配管および計量機の近傍
4	B1-9	30KL タンク、油配管および計量機の近傍

表 4.3 調査位置の設定根拠一覧表(鉛)

	調査地点	調査位置
1	B1-5	対象範囲の中心付近
2	B1-7	旧 10KL タンク、旧 2 油配管の近傍
3	B1-8	旧 10KL タンク、旧 2 油配管の近傍
4	B1-9	対象範囲の中心付近



30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積：823㎡（設備表より）

SS開所年月日：1972年10月11日
SS改造年：1994年

※ 地下タンクの油種
R：レギュラーガソリン
H：ハイオクガソリン
D：軽油
K：灯油

B1-5：調査地点番号 4地点

←：統合した単位区画

※標準断面図使用：油配管, 旧油配管, 旧2油配管, 旧廃油タンク, 旧10KLタンク
※断面図使用：廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンク
※油配管, 旧油配管, 旧2油配管底面直下の深度：0.15m
※旧廃油タンク底面直下の深度：2.6m
※廃油タンク底面直下の深度：2.1m
※旧10KLタンク底面直下の深度：3.4m
※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度：3.5m

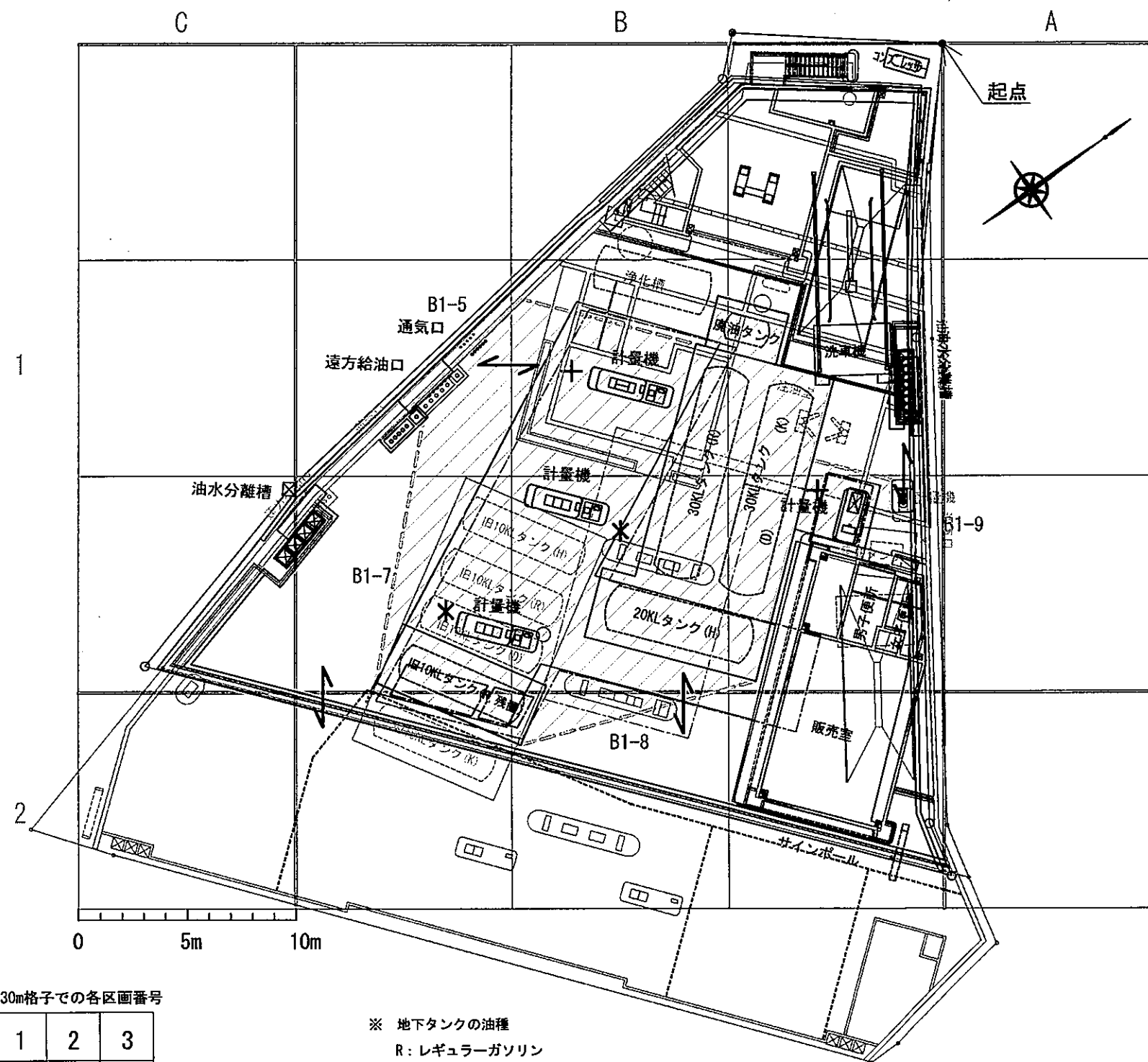
※旧2油配管は1972年頃設置
※旧油配管は1994年設置
※油配管は2003年に設置
※旧廃油タンク, 旧10KLタンクの設置年：1972年頃
※廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンクの設置年：1994年

 第一調査区分の範囲(ベンゼン)

【土壌汚染状況調査】

【土壌ガス調査】(GC/PID方式)

- 4地点・・B1-5 B1-7 B1-8 B1-9
- ・ガス測定項目：ベンゼン
- ・ガス採取深度：表層から0.8～1.0m付近



※標準断面図使用：油配管, 旧油配管, 旧2油配管, 旧廃油タンク, 旧10KLタンク
 ※断面図使用：廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンク
 ※油配管, 旧油配管, 旧2油配管底面直下の深度：0.15m
 ※旧廃油タンク底面直下の深度：2.6m
 ※廃油タンク底面直下の深度：2.1m
 ※旧10KLタンク底面直下の深度：3.4m
 ※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度：3.5m

※旧2油配管は1972年頃設置
 ※旧油配管は1994年設置
 ※油配管は2003年に設置
 ※旧廃油タンク, 旧10KLタンクの設置年：1972年頃
 ※廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンクの設置年：1994年

第一調査区分地(鉛)

【土壌汚染状況調査】

[表層土壌調査(鉛の汚染のおそれがある埋設設備がない区画)]

- ＋ 2地点・・B1-5 B1-9
 ・分析項目：鉛(溶出量、含有量)
 ・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合

[表層土壌調査(旧2配管, 旧10KLタンク考慮区画)]

- ＊ 2地点・・B1-7 B1-8
 ・分析項目：鉛(溶出量、含有量)
 ・採取深度：0.0～0.05mおよび0.05～0.5mを均等混合
 0.15～0.65m, 3.4～3.9m

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

※ 地下タンクの油種
 R：レギュラーガソリン
 H：ハイオクガソリン
 D：軽油
 K：灯油

給油所面積：823㎡(設備表より)

SS開所年月日：1972年10月11日
 SS改造年：1994年

B1-5：調査地点番号 4地点

←：統合した単位区画

5 調査方法

試料採取方法および測定方法は次の方法で実施した。

【ベンゼン】

調査方法 : 土壌ガス調査

調査地点 : 4 地点

採取方法 : 東京都土壌汚染対策指針に基づき実施した。

測定方法 : 平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 16 号で定める方法
測定は採取後に現地にて 24 時間以内に実施

定量下限値 : 0.05volppm

採取深度 : 地表から 0.8~1.0m

【鉛】

調査方法 : 土壌調査

調査地点 : 4 地点

採取方法 : 東京都土壌汚染対策指針に基づき実施した。

測定方法 : 平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号および第 19 号で定める方法

採取深度 : 地表から 0.05m および 0.05 から 0.5m
汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ 0.5m まで

6 調査結果

【ベンゼン】

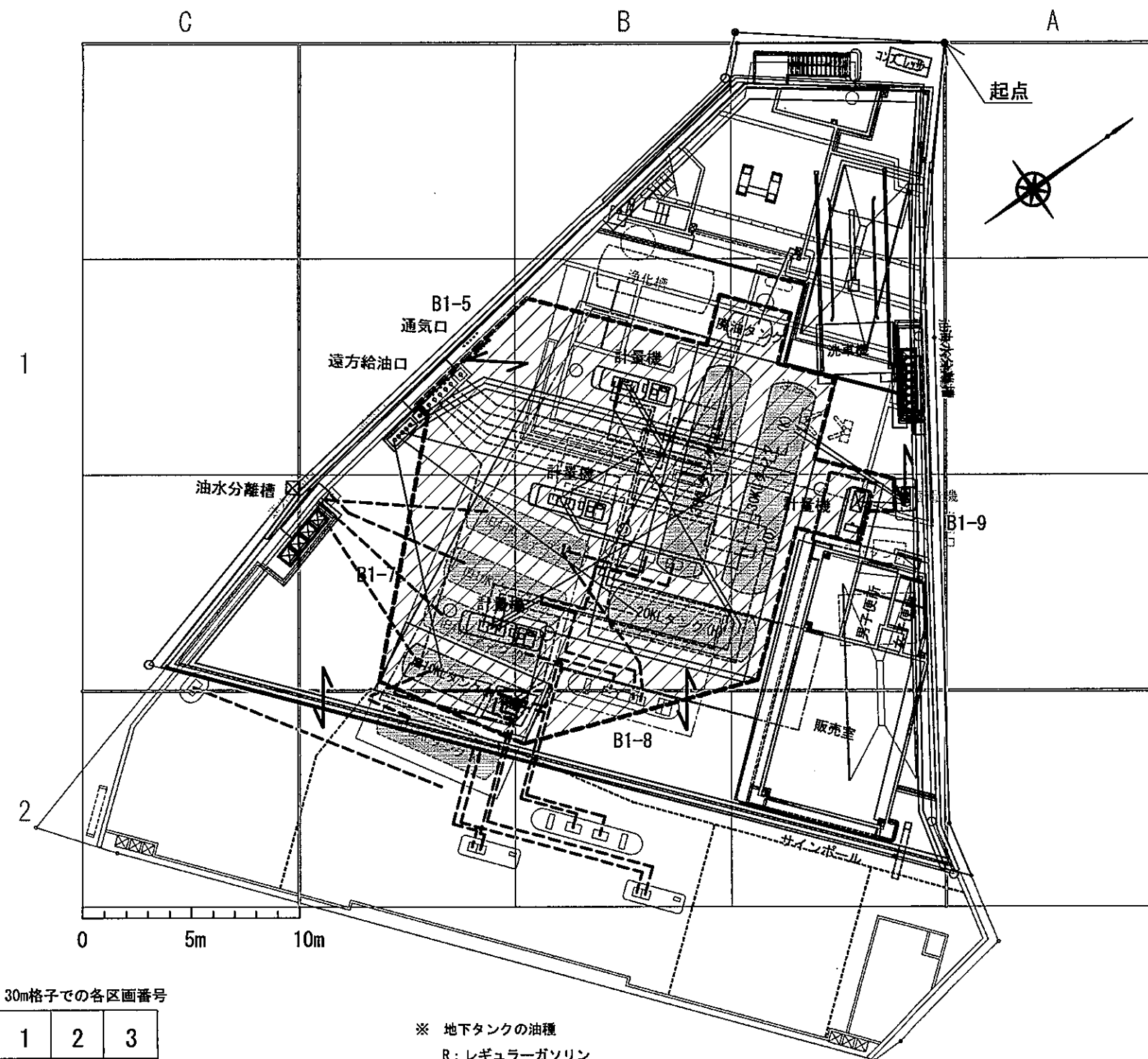
土壌ガス測定の結果、「ベンゼン」は 4 地点全てで不検出であった。

調査結果を図 6.1 に示す。

【鉛】

土壌分析の結果、「鉛」は 4 地点全てで基準に適合した。

調査結果を図 6.2 に示す。



※標準断面図使用：油配管, 旧油配管, 旧2油配管, 旧廃油タンク, 旧10KLタンク

※断面図使用：廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンク

※油配管, 旧油配管, 旧2油配管底面直下の深度：0.15m

※旧廃油タンク底面直下の深度：2.6m

※廃油タンク底面直下の深度：2.1m

※旧10KLタンク底面直下の深度：3.4m

※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度：3.5m

※旧2油配管は1972年頃設置

※旧油配管は1994年設置

※油配管は2003年に設置

※旧廃油タンク, 旧10KLタンクの設置年：1972年頃

※廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンクの設置年：1994年

- 土地の改変範囲 331.3㎡
- ベンゼンの汚染のおそれがある地下タンク
- ベンゼンの汚染のおそれがある配管

【土壌汚染状況調査】

- 土壌ガス(ベンゼン)が検出されなかった地点
- 土壌ガス(ベンゼン)が検出した地点

- 土壌基準適合範囲
- 土壌基準不適合範囲

30m格子での各区分番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

※ 地下タンクの油種
R: レギュラーガソリン
H: ハイオクガソリン
D: 軽油
K: 灯油

給油所面積：823㎡（設備表より）

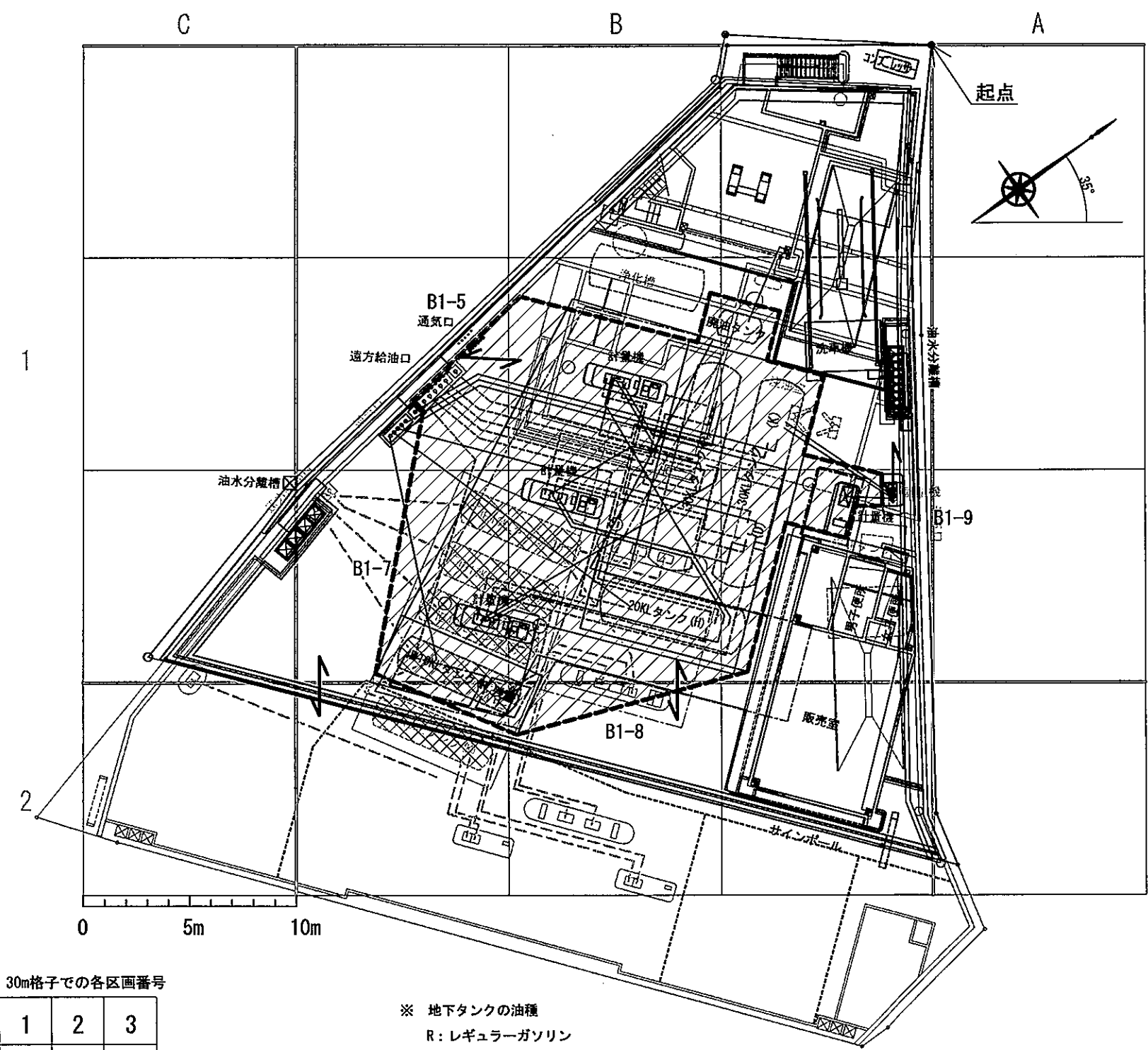
SS開所年月日：1972年10月11日
SS改造年：1994年

B1-5：調査地点番号 4地点

←：統合した単位区画

—— 油配管
----- 旧油配管
----- 旧2油配管

調査地点	土壌ガス
	ベンゼン
B1-5	不検出
B1-7	不検出
B1-8	不検出
B1-9	不検出
不検出：定量下限値未満（ベンゼン 0.05 volppm）	



※標準断面図使用：油配管, 旧油配管, 旧2油配管, 旧廃油タンク, 旧10KLタンク
 ※断面図使用：廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンク
 ※油配管, 旧油配管, 旧2油配管底面直下の深度：0.15m
 ※旧廃油タンク底面直下の深度：2.6m
 ※廃油タンク底面直下の深度：2.1m
 ※旧10KLタンク底面直下の深度：3.4m
 ※20KLタンク, 30KLタンク底面直下の深度：3.5m
 ※旧2油配管は1972年頃設置
 ※旧油配管は1994年設置
 ※油配管は2003年に設置
 ※旧廃油タンク, 旧10KLタンクの設置年：1972年頃
 ※廃油タンク, 20KLタンク, 30KLタンクの設置年：1994年

- 土地の改変範囲 331.3㎡
- 鉛の汚染のおそれがある地下タンク
- 鉛の汚染のおそれある配管

【土壌汚染状況調査】

- 土壌基準適合範囲
- 土壌基準不適合範囲

試料名		土壌	
		鉛溶出量	鉛含有量
調査地点	調査深度	(ng/L)	(mg/kg)
B1-5	0-0.05m,	< 0.001	17
	0.05-0.5m		
B1-7	0-0.05m,	< 0.001	15
	0.05-0.5m		
	0.15-0.65m		
B1-8	0-0.05m,	< 0.001	21
	0.05-0.5m		
	0.15-0.65m		
B1-9	0-0.05m,	< 0.001	10
	0.05-0.5m		
基準		0.01以下	150以下

30m格子での各区画番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9

給油所面積：823㎡（設備表より）

SS開所年月日：1972年10月11日
 SS改造年：1994年

※ 地下タンクの油種
 R：レギュラーガソリン
 H：ハイオクガソリン
 D：軽油
 K：灯油

B1-5：調査地点番号 4地点
 ←：統合した単位区画

—— 油配管
 - - - 旧油配管
 - - - 旧2油配管